

議案第78号

大田原市立図書館の指定管理者の指定について

大田原市立図書館の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出

大田原市長 相馬 憲一

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名称 大田原市立図書館

大田原図書館 大田原市中央一丁目3番15号

黒羽図書館 大田原市堀之内656番地1

湯津上庁舎図書室 大田原市湯津上5番地1081

2 指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地

名称 株式会社図書館流通センター

代表者 代表取締役 谷一 文子

所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで